

新しい産業の創出・拡大に資する クラウドサービスやメディア変換等の 新規ビジネスの促進に向けて

2013年9月30日

一般社団法人 電子情報技術産業協会

法務・知的財産権委員会

著作権専門委員会

アジェンダ

◆ 新規ビジネスの創出・拡大に向けて

1. 実現したいサービス
2. 環境変化
3. 私的複製の支援サービス
4. クラウド上の情報活用サービス
5. 著作権法上の課題
6. 関連条文
7. 合理的な判断基準の必要性
8. 日米比較
9. ご検討いただきたい事項
10. 最後に

実現したいサービス

① 私的複製の支援サービス

- (1) メディア変換 (2) アクセシビリティ
- (3) 個人向け録画視聴サービス (4) プリントサービス etc.

② クラウド上の情報活用サービス

- (1) eラーニング (2) スナップショット・アーカイブ
- (3) 論文作成・盗作検証支援サービス (4) 評判分析サービス
- (5) 法人向けTV番組検索サービス (6) 仮想化 etc.

環境変化

“そもそも、できなかった”

技術的にはできる

著作権法上の課題

著作権法上の課題

高価なストレージ

低い通信効率

よく切れるワイヤレス通信

電池がすぐに切れる

なりすましの危険

コンピュータの処理速度不足

解決

ナノテク

クラウド

LTE

ビッグデータ

スマートフォン

生体認証

MPEG4

タブレット

ブロードバンド

従来

現在

私的複製の支援サービス

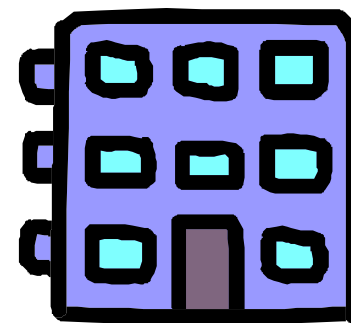
クラウド

受託業者

実例多数(需要)

- (1) メディア変換
- (2) アクセシビリティ
- (3) 個人向け録画視聴サービス
- (4) プリントサービス

etc.



支援

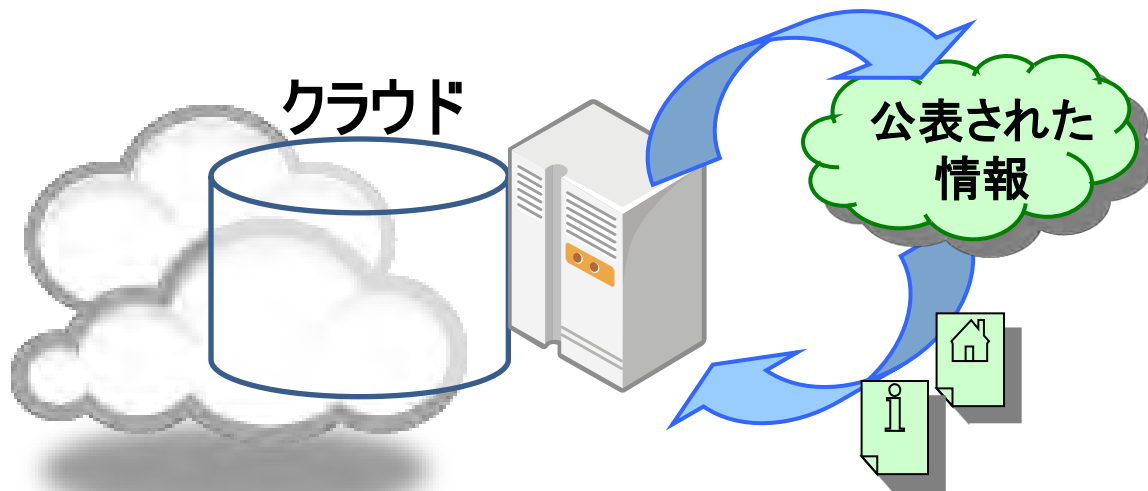


クラウド上の情報活用サービス

実例多数(需要)

- (1) eラーニング
- (2) スナップショット・アーカイブ
- (3) 論文作成・盗作検証支援サービス
- (4) 評判分析サービス
- (5) 法人向けTV番組検索サービス
- (6) 仮想化

etc.



サービス提供



著作権法上の課題

ユーザに見込まれるメリット		新しいサービスとの関係	著作権法上の課題		
私的 自由の 保証	公益性の 向上 (教育・ 福祉)	技術の 高度化の 享受	私的複製の 支援 サービス	ユーザの利用行為を事業者が受託 ・ メディア変換(複製・翻案・送信)	1. 複製等の行為主体 2. 「私的使用」(30条1項)
			クラウド環境でのユーザ・コンテンツの利用 ・ アーカイブ/バックアップ(複製・翻案・送信) ・ マルチデバイスからのアクセス(複製・翻案・送信)	1. 複製等の行為主体 2. 「私的使用」(30条1項) 3. 「公衆」用自動複製機器(30条1項1号) 4. 「公衆送信」	
			情報活用 サービス	ウェブ上のデータの活用 ・ ビッグデータ活用のための収集・蓄積・分析(複製・翻案・送信)	5. 現行の権利制限規定(47条の6、47条の7、47条の9等) 6. 現行の権利制限規定(35条、37条、37条の2等)
			クラウド技術との関係 ・ 仮想化等(複製・翻案・送信)	7. 現行の権利制限規定(47条の9等)	

主体・目的・行為・手段を厳格に限定 ⇒ **新サービスに対応不可**